

事業者の皆さまへ

東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例では、従業員が仕事で自転車を利用する場合、事業者に対し、次のような努力義務を定めています。

- ・従業員に対して、交通ルール・マナーを習得させること（第12条）
- ・自転車安全利用推進者を選任すること（第14条の2）
- ・従業員に対して、点検整備が行われた安全な自転車を利用させること（第17条・第21条）
- ・業務における自転車事故に備えた保険に加入すること（第27条）

なお、区民交通傷害保険「自転車賠償責任プラン」を含め、個人で加入する自転車保険は、業務上の事故を対象外としていることが一般的ですので、ご注意ください。